

事務連絡
令和7年1月15日

各管理者 様

法人本部 事務局長 飯塚 聡

季節性インフルエンザ等に罹患時の出勤停止時における証明書類の取り扱いについて

標題について、各事業所におかれましては各種感染症の拡大防止に向け、日頃より防止策の徹底に努めていることに感謝申し上げます。

さて、昨年12月下旬より大阪府内をはじめ全国的に、季節性インフルエンザの流行が警報レベルに達しています。そのような中、医療機関では感染者の対応を優先することから、別紙の厚生労働省から事務連絡「新型コロナウイルス感染症及び季節性インフルエンザに係る医療機関・保健所からの証明書等の取得に対する配慮について」が発出されており、事業所や学校に対して診断書等への配慮が要請されています。

これまで当法人においては就業規則における特別休暇（傷病休暇）取得に際しては、基本的に添付書類として診断書の提出を求めていましたが、今後は診断書に代わるものとして医療機関で発行された「検査結果報告書」もしくは「調剤明細書」等で対応できることとします。

については、取り扱いの変更について、所属の従業員等に周知いただきますようお願いいたします。

記

- ・医療機関で発行された「検査結果報告書」「調剤明細書」等で代用可。
- ・次の（１）から（３）の内容が全て明記されていることが必要。
 - （１）氏名
 - （２）検査日、受診日、薬の処方日のいずれか
 - （３）陽性とわかる検査結果、またはインフルエンザ・新型コロナ専用の治療薬が処方されたと分かる記載
- ・注意事項としては、次の（１）から（３）のとおり
 - （１）検査キットの判定結果の写真は、本人確認が困難なことから代用不可。
 - （２）検査を行った事実しか確認できない書類は、陰性の可能性も含まれるため代用不可。
 - （３）発症日と検査日（受診日、薬の処方日）には、時間差が生じると考えてください。

例②

調剤明細書(記載例)

| | | | |
|------|--|-----|------------|
| 調剤 | | 保険 | |
| 患者番号 | | 氏名 | 〇〇 〇〇 様 |
| | | 調剤日 | YYYY/MM/DD |

| 区分 | 項目名 | 点数 | 備考 |
|-------|----------------------|----|-------|
| 調剤技術料 | 調剤基本料 | 40 | |
| | 基準調剤加算1 | 10 | |
| | 後発医薬品調剤体制加算1 | 6 | |
| | 調剤料 | | |
| | 内服薬(28日分) | 81 | |
| | 内服薬(14日分) | 63 | |
| 薬学管理料 | 屯服薬 | 21 | |
| | 後発医薬品調剤加算 | 2 | |
| | 薬剤服用歴管理指導料 | 30 | |
| | 特定薬剤管理指導加算 | 4 | |
| 薬剤料 | 薬剤情報提供料 | 15 | |
| | タミフルカプセル 75 1日2錠×5日分 | 60 | 後発医薬品 |
| | イナビル吸入 20mg 1吸入×1回分 | 60 | |
| | | 35 | |

ここに、インフルエンザや新型コロナウイルス感染症の

薬の名前が載っていれば OK

(調剤したことがわかる=陽性だとわかる)

インフルエンザ：タミフル、イナビル、リレンザ など

コロナ：ゾコーバ、ラゲブリオ など

【 参考 】

事務連絡

令和5年5月2日

各管理者 様

法人本部 事務局長 飯塚 聡

新型コロナウイルス感染症罹患時における勤怠の取り扱いについて

標題について、各事業所におかれましては新型コロナウイルス感染症拡大防止に向け、日頃より防止策の徹底に努めていることに感謝申し上げます。

さて、令和5年5月8日より新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが変更されるにあたり、従来からの行政から罹患者に対する感染症法に基づいた外出自粛を要請されることがなくなり、外出を控えるかどうかについては個人の判断に委ねられることとなります。

当法人では、新型コロナウイルス感染症に各施設の正規職員ならびに非常勤職員（以下、従業員等）が罹患した場合には、集団感染防止の観点から当該従業員等を出勤停止としており、下記の要件を満たした場合には就業規則における特別休暇（傷病休暇）となりますが、令和5年5月8日からの取り扱いが従来から変更となりますので、所属の従業員等に周知いただきますようお願いいたします。

記

【事由】

従業員等が新型コロナウイルス感染症に罹患し、感染拡大防止の観点から出勤停止とした場合。

【対応】

医師の診断書の提出を必須とし、当該療養のため勤務しなかった日を特別休暇とします。

特別休暇の付与日数については、医師の指示に基づく日数となります。







ご不明な点がございましたら法人本部まで連絡をください。

※ 早見表も添付しますので、ご参考にしてください。

【その他】

感染症法上の位置付けの変更により、濃厚接触者の特定についても終了となります。

新型コロナウイルス感染症による出勤停止期間早見表

| | | 発症日 (0日目) | 発症後 1日目 | 発症後 2日目 | 発症後 3日目 | 発症後 4日目 | 発症後 5日目 | 発症後5日を 経過した後 | | | |
|--|--|---------------------------|------------|------------|------------|------------|------------|-----------------|--------|-----|--|
| | | / | / | / | / | / | / | / | / | / | |
| 新型コロナウイルス感染症 |  Aさん | 陽性診断を受け、発症後1日目に症状が軽快をした場合 | 症状あり | 症状軽快 | 軽快後1日目 | 発症後3日目 | 発症後4日目 | 発症後5日目 | | | |
| | | | 出勤停止 | 出勤停止 | 出勤停止 | 出勤停止 | 出勤停止 | 出勤停止 | 出勤可 | | |
| |  Bさん | 陽性診断を受け、発症後2日目に症状が軽快をした場合 | 症状あり | 症状あり | 症状軽快 | 軽快後1日目 | 発症後4日目 | 発症後5日目 | | | |
| | | | 出勤停止 | 出勤停止 | 出勤停止 | 出勤停止 | 出勤停止 | 出勤停止 | 出勤可 | | |
| |  Cさん | 陽性診断を受け、発症後3日目に症状が軽快をした場合 | 症状あり | 症状あり | 症状あり | 症状軽快 | 軽快後1日目 | 発症後5日目 | | | |
| | | | 出勤停止 | 出勤停止 | 出勤停止 | 出勤停止 | 出勤停止 | 出勤停止 | 出勤可 | | |
|  Dさん | 陽性診断を受け、発症後4日目に症状が軽快をした場合 | 症状あり | 症状あり | 症状あり | 症状あり | 症状軽快 | 軽快後1日目 | | | | |
| | | 出勤停止 | 出勤停止 | 出勤停止 | 出勤停止 | 出勤停止 | 出勤停止 | 出勤可 | | | |
|  Eさん | 陽性診断を受け、発症後5日目に症状が軽快をした場合 | 症状あり | 症状あり | 症状あり | 症状あり | 症状あり | 症状軽快 | 軽快後1日目 | | | |
| | | 出勤停止 | 出勤停止 | 出勤停止 | 出勤停止 | 出勤停止 | 出勤停止 | 出勤停止 | 出勤可 | | |
|  Fさん | 陽性診断を受け、発症後6日目に症状が軽快をした場合 | 症状あり | 症状あり | 症状あり | 症状あり | 症状あり | 症状あり | 症状軽快 | 軽快後1日目 | | |
| | | 出勤停止 | 出勤停止 | 出勤停止 | 出勤停止 | 出勤停止 | 出勤停止 | 出勤停止 | 出勤停止 | 出勤可 | |

新型コロナウイルス感染症の出勤停止期間の考え方

基本的には「発症後5日を経過し、かつ、症状軽快から24時間経過するまで」です。






発症した日から数えると、最短でも6日間の出勤停止が必要となります。その後は、症状が軽快した日によって出勤停止日が延期されていきます。(最終的な判断は、医師の指示に基づく)

【注意事項】

- ・出勤停止期間中は、自宅で安静に過ごしてください。
- ・症状が悪化した場合や、発症後5日を経過しても症状が軽快しない場合は、速やかに医療機関を受診してください。
- ・再出勤をする際には、医師の診断書が必要になります。
- ・「症状が軽快」とは解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指す。

- ・「発症した後5日を経過」や「症状が軽快した後1日を経過」とは、発症した日や症状が軽快した日の翌日から起算になります。

参考:季節性インフルエンザによる出勤停止期間早見表

| | | 発症日 (0日目) | 発症後 1日目 | 発症後 2日目 | 発症後 3日目 | 発症後 4日目 | 発症後 5日目 | 発症後5日を経過した後 | | | |
|--|---|-----------------------|------------|------------|------------|------------|------------|-------------|--------|------|-----|
| | | / | / | / | / | / | / | / | / | / | |
| 季節性 インフル エンザ |  Aさん | 陽性診断を受け、発症後1日目に解熱した場合 | 発熱 | 解熱 | 解熱後1日目 | 解熱後2日目 | 発症後4日目 | 発症後5日目 | | | |
| | | | 出勤停止 | 出勤停止 | 出勤停止 | 出勤停止 | 出勤停止 | 出勤停止 | 出勤可 | | |
| |  Bさん | 陽性診断を受け、発症後2日目に解熱した場合 | 発熱 | 発熱 | 解熱 | 解熱後1日目 | 解熱後2日目 | 発症後5日目 | | | |
| | | | 出勤停止 | 出勤停止 | 出勤停止 | 出勤停止 | 出勤停止 | 出勤停止 | 出勤可 | | |
| |  Cさん | 陽性診断を受け、発症後3日目に解熱した場合 | 発熱 | 発熱 | 発熱 | 解熱 | 解熱後1日目 | 解熱後2日目 | | | |
| | | 出勤停止 | 出勤停止 | 出勤停止 | 出勤停止 | 出勤停止 | 出勤停止 | 出勤可 | | | |
|  Dさん | 陽性診断を受け、発症後4日目に解熱した場合 | 発熱 | 発熱 | 発熱 | 発熱 | 解熱 | 解熱後1日目 | 解熱後2日目 | | | |
| | | 出勤停止 | 出勤停止 | 出勤停止 | 出勤停止 | 出勤停止 | 出勤停止 | 出勤停止 | 出勤停止 | 出勤可 | |
|  Eさん | 陽性診断を受け、発症後5日目に解熱した場合 | 発熱 | 発熱 | 発熱 | 発熱 | 発熱 | 解熱 | 解熱後1日目 | 解熱後2日目 | | |
| | | 出勤停止 | 出勤停止 | 出勤停止 | 出勤停止 | 出勤停止 | 出勤停止 | 出勤停止 | 出勤停止 | 出勤停止 | 出勤可 |

季節性インフルエンザの出勤停止期間の考え方

基本的には「発症後5日間かつ解熱した後2日を経過するまで」です。

発症した日から数えると、6日間の出勤停止が必要となります。その後は、解熱した日によって出勤停止日が延期されていきます。(最終的な判断は、医師の指示に基づく)

【注意事項】

- ・出勤停止期間中は、自宅で安静に過ごしてください。
- ・症状が悪化した場合は、速やかに医療機関を受診してください。
- ・再出勤をする際には、医師の診断書が必要になります。